

男女共同参画に関する市民アンケート調査等業務委託 公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

男女共同参画に関する市民の意識及び実態について把握し、その問題点を解析し、課題を明確にすることにより、次期富津市男女共同参画計画の策定及び男女共同参画施策を推進する上での基礎資料とするため、必要となる情報の集計・分析等を実施する。

2 概要

- (1) 件名 男女共同参画に関する市民アンケート調査等業務委託
- (2) 場所 富津市企画政策部企画課（富津市下飯野 2443 番地）
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 12 日まで
- (4) 業務概要 別紙「男女共同参画に関する市民アンケート調査等業務委託仕様書」による。
- (5) 提案上限額 1,626,900 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
※上限額を超える提案は失格とする。

3 参加資格

(1) 基本事項

次のいずれの項目も満たすものとする。

- ア 富津市建設工事等入札参加者資格者名簿に登録されていること。
- イ 本公告の日から提案採用者決定日までの間に、富津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有し、次の各号のいずれにも該当しない者
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の公告日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - (ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

エ 個人又は法人若しくは団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 個別事項

次のいずれの項目も満たすものとする。

ア 過去5年度以内（令和3年4月以降）に地方公共団体が実施した本件業務と同種の業務を元請として受注した契約実績を有する者であること。

イ 本業務を遂行するために必要とされる十分な業務経験を有する者を専従させること。

ウ 富津市が作成した仕様書の内容を十分に理解し、その内容に即した提案が可能であること。

4 実施スケジュール

内容		日程
参加表明	申請書様式等の配布期間	令和8年6月23日（火）から 令和8年7月6日（月）まで
	参加表明書受付期限	令和8年7月7日（火）
	選定・非選定通知書の送付	令和8年7月17日（金）
技術提案	質問書の受付期間	令和8年7月17日（金）から 令和8年7月24日（金）まで
	質問書の回答	令和8年7月30日（木）
	技術提案書の受付期間	令和8年7月30日（木）から 令和8年8月10日（月）正午まで
	プレゼンテーション及び提案採用者決定	【プレゼンテーション】 令和8年8月18日（火） 【提案採用者決定通知】 令和8年8月20日（木）まで

5 提案方法等

(1) 申請書様式の配布

ア 配布期間 令和8年6月23日（火）から令和8年7月6日（月）まで

イ 配布場所 富津市ホームページに掲載する。下記URLからダウンロードすること。

[URL] : <https://www.city.futtsu.lg.jp/0000008564.html>

(2) 参加表明書の提出

以下の書類を1部、持参又は郵送（提出期限日必着）により提出すること。

ア 参加表明書兼参加資格確認申請書（別記第3号様式）

イ 3(2)の個別事項に記載したものを確認できるもの又はその写し

以下の書類を添付すること。

会社概要（別紙1）

業務実施体制表（別紙2）

業務実績表（別紙3）

(3) 参加資格確認結果の通知

参加表明書提出者全員に対し、書面により通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者には、当該通知にて技術提案書の提出方法及びプレゼンテーションの日程を通知する。

(4) 質疑応答

ア 質問書の受付

質問書受付期間中に、質問書をFAX又は電子メールで提出すること。

イ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、質問書の回答日までに富津市ホームページに掲載する。

(5) 審査結果通知書の送付

プレゼンテーション参加者全員に対し、書面により通知する。

6 参加者が一者又はない場合の取扱い

参加表明者又はプレゼンテーション参加者が一者となった場合、当該一者でプレゼンテーションを実施する。また、参加表明者がいない場合又は辞退等によりプレゼンテーション参加者がいない場合は、中止とする。

7 評価基準

評価項目は、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準
委託業務への理解度	業務の背景、目的、関係法令、条件及び仕様書の趣旨について十分に理解し、仕様書記載の業務内容について全て提案されているか。

業務の内容 ※	① 次期計画策定に必要な情報を把握するための調査方法について、有効かつ具体的な提案がされているか。 ② 次期計画策定に必要な客観的な指標等を設定するための、調査結果の分析方法が具体的に示されているか。 ③ 業務工程に無理がなく、作業手順は効率的なものか。
業務の遂行体制	業務遂行に十分な体制を確保し、発注者との連絡調整、迅速な対応が可能であるか。
プレゼンテーション	資料が分かりやすく、説明が論理的であるか。業務遂行に対する意欲や積極性が感じられるか。
提案価格	提案上限額に対して提案価格は抑えられているか。

※特に重点を置いている評価項目

8 結果の公表

契約締結後、以下の内容を富津市ホームページで公表する。

- (1) 対象業務の名称
- (2) 履行期間
- (3) 提案採用者を特定した日
- (4) 提案採用者の名称及び所在地
- (5) 提案採用者とした理由（審査結果等）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

9 契約手続

- (1) 提案採用者を優先交渉権者とし、仕様書及び提案採用者の提案書等の記載事項を基本に協議が調ったときは、見積書を提出し、契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者と協議が調わない場合は、評価得点の高いものから順に協議を行うものとする。ただし、評価得点が最低基準点を下回るものを優先交渉権者とすることはできない。
- (3) 優先交渉権は、契約締結結果を富津市ホームページに公表することにより消滅する。

10 その他

(1) 辞退について

参加資格を有すると認められた者が技術提案書の提出を辞退する場合は、プレゼンテーション実施日前日（休日の場合は、直前の開庁日）の午後4時まで
にプロポーザル参加辞退届を提出すること。

(2) 失格となる場合について

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 契約締結までの間に参加資格を満たさなくなったとき。

イ 参加表明書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

ウ この要領に定める提出書類の提出方法その他の条件に適合していないもの

エ 審査の公平性を害する行為があったとき。

(3) 申請に関する経費について

書類の作成、提出及びプレゼンテーション等にかかる費用は、申請者の負担とする。

(4) 提出資料の取扱いについて

ア 提出資料は返却しない。

イ 提出後の資料の差し替え（修正を含む。）及び再提出については、一切認めない。

ウ 提出資料は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

エ 提出資料及びその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。

オ 契約履行過程で生じた製作物の著作権は、富津市に帰属する。

(5) 富津市が作成した仕様書の取扱い

技術提案書の作成のため富津市から受領した資料は選定結果通知後、廃棄すること。また、富津市ので了承なく公表又は使用しないこと。

11 担当

〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443 番地

富津市企画政策部企画課

電話：0439-80-1223 FAX：0439-80-1350

E-mail：mb007@city.futtsu.chiba.jp